

国土交通省規制改革の総点検について

平成 17 年 11 月 8 日

1. 趣旨

規制改革については、社会経済情勢の変化に的確に対応して、国民生活の質を向上させ、経済の活性化を図るという観点から、絶えず見直しを行っているところであるが、この度、大臣の指示により、国土交通行政に関わる規制改革の総点検を実施することとする。

2. 総点検対象

- ・ 政府全体の構造改革特区、規制改革に対する民間等からの提案のうち、「対応できない」とした項目

(構造改革特区関係で約 320 件、規制改革関係で約 230 件)

注 1)特区については平成 14 年度、規制改革については平成 15 年度からの年 2 回の「集中受付月間」の単純累計

注 2)この他「現行対応可能」とした項目のうち、今後とも同種の要望があり得るもの等は対象に追加

- ・ これ以外でHP等の問い合わせ窓口等において受け付けた規制改革提案等のうち実現していないもの

3. 総点検の進め方

(1)体制

総点検に関する基本的な方針の決定、総点検の的確な実施の検証等の場として、事務次官以下の各局長等からなる「国土交通省規制改革総点検本部」を設置(事務局：総合政策局政策課)

(2)作業手順、スケジュール

各局等において対象リストを作成するとともに、総点検の視点及び総点検目標を整理。(11月)

(総点検の視点については、5.を参考としながら各局等において検討。また、総点検目標については、作成されたリストを踏まえ、総点検の成果見込みについて、各局等の考え方、見通しを示す。)

総点検の実施(12月～1月)

必要に応じ課長クラスのヒアリングを実施

検証(2月)

本部を開催し、総点検の結果について検証

総点検結果のとりまとめ、発表(3月中)

総点検の結果、規制改革の措置を行うこととなった項目、内容を発表

4．総点検結果について

総点検の結果、措置が必要とされたものについては、各局等において順次、技術的な検討を行うものについての検討、法令改正等所要の手続きを経て、逐次措置を実施

なお、以上の検討の過程で規制改革等を行うことになったものについては省の発表を待たず、適宜、実施段階に移行。

5．総点検の視点の例

(1) 国が規制する必要性、妥当性に関する視点

- ・ そもそも国が基準等を設け、社会経済活動、地方行政等に関与する必要があるか。
- ・ 国が一律に基準等を設けて規制するのではなく、地方の個別事情に応じて、地方機関、地方公共団体等の判断に委ねるべきではないか。

(2) 国民経済的な視点

- ・ 当該規制を、自ら責務を負っている行政責任の範囲内でのみ評価し、その他の社会経済活動に対して与える影響を十分考慮していないのではないか。
- ・ 規制を行うメリットはあるにしろ、より大きな国民的経済的な視点で捉えればデメリットの方が大きいというものはないか。

(3) 情勢変化に関する視点

- ・ 従来対応不可としてきたが、行政システム・スキームの変更、社会経済情勢の変化等により、規制緩和等を検討すべきではないか。例えば、行政関与の基本的な考え方を改めたため、個々の規制等についても、行政ニーズが減少したもの等はないか。

(4) 根拠、手法の適切性に関する視点

- ・ 安全規制等であってもその設定の根拠が明確でなく、国民に対し十分な説明責任が果たせないものがないか。
- ・ 具体的な数値による基準等ではなく、性能規定化等により、多様な対応に委ねるべきものはないか。
- ・ 当該規制を行うことの妥当性はあるにしろ、他の行政手段等により、同じレベルの行政目的を達成しうるのではないか。

(5) その他の視点

国土交通省規制改革総点検本部

本部長	事務次官	佐藤	信秋
	技監	清治	真人
	国土交通審議官	安富	正文
	国土交通審議官	丸山	博
	国土交通審議官	峰久	幸義
	官房長	春田	謙
	総括審議官	中島	正弘
	総括審議官	鈴木	久泰
	技術総括審議官	矢部	哲
	総合観光政策審議官	柴田	耕介
	総合政策局長	竹歳	誠
	国土計画局長	小神	正志
	土地・水資源局長	阿部	健
	都市・地域整備局長	柴田	高博
	河川局長	渡辺	和足
	道路局長	谷口	博昭
	住宅局長	山本	繁太郎
	鉄道局長	梅田	春実
	自動車交通局長	宿利	正史
	海事局長	星野	茂夫
	港湾局長	鬼頭	平三
	航空局長	岩崎	貞二
	北海道局長	吉田	義一
	政策統括官	渡邊	東
	政策統括官	杉山	篤史
	政策統括官	内村	広志
	気象庁長官	長坂	昂一
	海上保安庁長官	石川	裕己
	官庁営繕部長	奥田	修一
	情報管理部長	藤井	章治
	水資源部長	仁井	正夫
	技術審議官	中島	威夫
	総括監察官	青木	敏隆